

校区（区域）外通学について

須崎市立の小・中学校は、児童・生徒の住民基本台帳に基づく住所により通学する学校が決められていますが、特別な事情がある場合には、保護者からの申立てにより校区（区域）外の学校への通学が認められる場合があります。

詳しくは須崎市教育委員会学校教育課までご相談ください。

※保護者の責任のもと、通学の安全が確保されることが前提となります。

申請の流れ

①申請

＜申請に必要なもの＞

- ・児童・生徒校区（区域）外通学申請書
- ・同意書及び誓約書
- ・印鑑
- ・その他必要書類 ※須崎市校区外申請許可基準参照

②審議

毎月下旬に開催される教育委員会で申請内容を審議します。

（③関係市町村へ協議） ※区域外通学の場合のみ

④結果通知

※申請内容により、結果が出るのに時間がかかることがあります。

【お問い合わせ先】

須崎市教育委員会事務局
学校教育課学校教育係
TEL 0889-42-5291